

# 川辺町高齢者先進安全自動車購入費補助制度

## 1 目的

近年、高齢ドライバーの重大（死亡・重傷）な交通事故が急増し、深刻な状況が続いています。そこで、高齢者交通事故防止策として高齢ドライバーを対象とした補助制度を創設し、平成 31 年 4 月 1 日から運用を開始します。先進安全自動車の普及促進及び安全運転意識の向上を図り、高齢ドライバーの交通事故を防止し、事故発生時においては被害を最小限に軽減することを目的としています。

## 2 補助対象者

次の要件をすべて満たす個人です。

- ①新規登録日に町内に住所を有している（住民登録している）満 65 歳以上の人
- ②非営利かつ自ら使用する目的で新車を購入した人
- ③自動車運転免許証（有効期限内）を保有している人
- ④町税等の滞納がない人

## 3 要件・補助額

車両本体価格（消費税抜き）300 万円以下で次の先進安全装置が搭載された自家用乗用車を新車で購入し、平成 31 年 4 月 1 日以降に新規登録した場合に、申請に基づき予算の範囲内で補助金を交付します。

\*補助金の交付は、1 人 1 台（回）限りです。

\*普通自動車、小型自動車、軽自動車で、町内を使用の本拠とするものが対象です。

\*リース、中古車（輸入の中古車含む。）、未使用車（新古車）は補助対象になりません。

\*新規登録日と同一年度内に申請してください。

先進安全装置	補助額
衝突被害軽減ブレーキ	3 万円

## 4 先進安全装置の詳細

「3 要件・補助額」で記載した先進安全装置は、次に示す機能を有する装置のことです。

衝突被害軽減ブレーキ	レーダー等で前方障害物を検知し、障害物に衝突するおそれがある場合に、運転者へ回避操作を行うよう警報が作動し、障害物との衝突が避けられないと判断した場合には、障害物との衝突による被害を軽減するために自動的にブレーキ制御を行う装置
------------	---

## 5 申請書の提出

- ・申請書提出先 川辺町総務課（新規登録日から2ヶ月を経過した日、又は補助金の交付を受けようとする年度の3月31日のいずれか早い日までに申請書類を提出してください。）
  - ・申請書受付開始日 平成31年4月1日（月）から
- \*申請書は、役場開庁日のみの受付になります。閉庁日は受付できませんので、ご注意ください。また、郵送等による提出も受付できません。
- 町ホームページに申請書の様式、Q&A等を掲載しています。ご活用ください。

## 6 申請時に必要な書類は、次のものです。

- ① 高齢者先進安全自動車購入費補助金交付申請書（指定様式）
- ② 自動車検査証の写し
- ③ 自動車販売店が作成した先進安全自走社販売証明書（指定様式）
- ④ 売買契約書の写し又は注文書の写し
- ⑤ 自動車運転免許証の写し
- ⑥ 高齢者先進安全自動車購入費補助金請求書（指定様式）

## 7 申請手続きの流れ

- (1) 先進安全自動車を自動車販売店で注文（売買契約）  
↓
- (2) 申請書等（6の必要書類）を総務課へ提出  
↓
- (3) 通知書（補助金交付決定通知書）が郵送で到着  
↓
- (4) 補助金が指定口座に振り込まれます。

## 8 補助制度の注意事項

- ① 新規登録日が属する年度と同一年度の申請となりますので、年度をまたいだ申請はできません。
- ② 車両本体価格（消費税抜き）300万円以下という要件がありますが、オプション価格等は含まない、メーカー小売り希望価格の車両本体価格（消費税抜き）のことで、ただし、先進安全装置が標準装備のものは、すでに車両本体価格に含まれていますので、それを含めた価格となります。
- ③ 先進安全装置は、各メーカー、各車種等により違いがありますので、補助対象の装置かどうかを事前によく確認してください。

- ④リース、中古車（輸入の中古車含む。）、未使用車（新古車）は補助対象になりません。  
特に、未使用車（新古車）は、間違えやすいのでご注意ください。
- ⑤補助金を受けて取得した自動車を、新規登録日から1年以上経過する前に名義変更、売却等をした場合は、補助金を返還していただく場合があります。

## 9 自動車販売店の依頼事項

- ①この内容を店舗内でご周知ください。すべての自動車販売店にご説明をすることが大変難しいため、本社、関連する自動車販売店等へも、広くご周知くださいますようお願いいたします。
- ②本制度は、65歳以上の高齢の方を対象としていますので、申請書の記入、申請書の提出等に関して、ご支援、ご協力をお願いします。また、申請書等は、町ホームページや総務課窓口で受け取ることができますが、役場へ来られない方、インターネットが利用できない環境の方もみえるため、各店舗での申請書の配布についてもご協力くださいますようお願いいたします。
- ③自動車販売店の方は、申請書の添付書類「先進安全自動車販売証明書」を記入してください。これは、補助対象かどうかを判定する重要な書類ですので、ご協力をお願いします。

## 10 問い合わせ

川辺町役場 総務課

電話 0574-53-2511 FAX 0574-53-2374

郵便番号 509-0393

住所 岐阜県加茂郡川辺町中川辺 1518 番地 4